

平成三十年四月二十日受領  
答弁第一二二五号

内閣衆質一九六第二二五号

平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員階猛君提出統合型リゾートにおけるカジノの入場規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員階猛君提出統合型リゾートにおけるカジノの入場規制に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府においては、現在、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号）第五条の規定において同法の施行後一年以内を目途として講じなければならぬとされている法制上の措置について、御指摘の「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ」（平成二十九年七月三十一日特定複合観光施設区域整備推進会議）のほか、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議」（平成二十八年十二月二日衆議院内閣委員会）及び「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議」（平成二十八年十二月十三日参議院内閣委員会）等を踏まえ、成案を得るべく検討中であり、お尋ねについては、その具体的内容に係るものであることから、現時点でお答えすることは困難である。